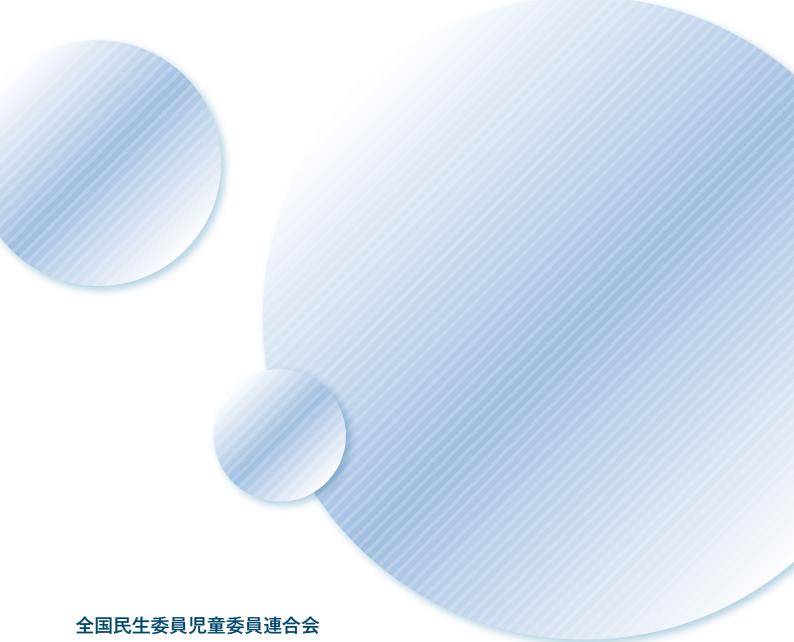
# 災害に備える 民生委員・児童委員活動に 関する指針

民生委員・児童委員による災害時要援護者支援活動に関する指針 改訂第3版



### はじめに

本会では、平成 19(2007)年の民生委員制度創設 90 周年に際して、「災害時一人も見逃さない運動」を提唱し、運動期間終了後も、この運動の主旨である平常時からの体制整備を呼びかけてまいりました。この運動により、各地の民児協において、災害時要援護者台帳や災害福祉マップが作成されるなど、その後の災害対応において、その成果が発揮されました。しかし、未曾有の被害をもたらした東日本大震災では、56 人の委員がお亡くなりになり、多くの委員が被災するなど、委員の安全確保、災害時の委員の役割、避難生活の長期化のなかでの委員に対する支援等、多くの課題が明らかになりました。

それらの課題を受け、本会では、災害時の委員活動のあり方についての具体的な考え方や留意点を整理し、「民生委員・児童委員による災害時要援護者支援活動に関する指針」を取りまとめました(平成25(2013)年4月)。その後、改正災害対策基本法(同年6月)で、市町村に避難行動要支援者名簿の作成が義務づけられ、その提供先のひとつとして、民生委員があげられたことを受けて、災害対策基本法と委員活動の関係などについて加筆を行い、第2版を発行しました(同年11月)。

第2版の発行から5年が経過し、東日本大震災被災地では復興に向かうなかで新たな課題が明らかになっていること、各地で災害が相次ぎ、災害時の委員活動のあり方を改めて整理する必要があること、避難行動要支援者名簿の作成がほぼ全ての市町村で完了するなか、名簿の共有方法や活用方法が課題になっていることなどから、この度、第3版となる「災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針」を作成いたしました。

指針の名称を「災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針」と変更したのは、「民生委員・児童委員も地域住民のひとりであり、自らの安全が最優先であること」、「災害時要援護者の支援は委員だけが担うのではなく地域ぐるみの取り組みが必要であること」、「災害時に円滑な対応を行うためには平常時の取り組みが重要であること」を、指針の名称から、委員のみならず、行政等の関係者にも伝えていくという主旨に基づくものです。

現在、地域の状況は地域によってさまざまに異なります。それゆえ、本指針で示している 共通的な考え方をふまえつつ、それぞれの地域の実状に即した民生委員・児童委員、民児協 としての考え方を各地で整理していただくことが必要です。そして、地域住民の命や暮らし に責任をもつ行政に対し、それぞれが整理した考え方を伝え、連携するとともに、行政とし て災害への準備を整えるよう働きかけていただきたいと考えています。

本会としても引き続き国に対する働きかけを実施してまいりますので、本指針をふまえ、それぞれの地域での防災対応がすすむよう、各地における取り組みをお願い申しあげます。

平成 31(2019)年 3 月

## 委員名簿

※敬称略、所属・役職は平成 31(2019)年 3 月現在

#### 【全民児連 地域福祉推進部会】

部会長 藤目真晧 全民児連副会長(香川県)

副部会長 太田春海 全民児連理事・評議員(秋田県)

副部会長 本田 學 全民児連理事・評議員(岐阜県)

(全民児連評議員)

部 会 員 新保 なり子 青森県

同 小澤義孝 群馬県

同 本郷俊明 京都府

同 池田芳晴 山口県

同 長田一郎 宮崎県

同 林 克忠 千葉市

同 稲田謙一 浜松市

同 森住勝子 福岡市

(ブロック選出委員)

同 本多 満理子 新潟県

同 新城 ヒロ子 沖縄県

(学識経験者)

同 金 井 敏 高崎健康福祉大学 教授

同 中村 美安子 神奈川県立保健福祉大学 准教授

## 災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針

民生委員・児童委員による災害時要援護者支援活動に関する指針 改訂第3版

全国民生委員児童委員連合会

平成31 (2019) 年3月発行

(事務局)

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル 社会福祉法人全国社会福祉協議会 民生部内 TEL 03-3581-6747 FAX 03-3581-6748